**平成２７年（フ）第６１１３号**
千葉県千葉市中央区鶴沢町11－４－305
債務者　泊　　裕美
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第６１１５号**
東京都葛飾区新宿１丁目14―10―103
債務者　佐藤　　翠
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第６１１７号**
神奈川県川崎市中原区下沼部1711－４－207
債務者　大坪　利江
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第６１２０号**
東京都江東区清澄２丁目６－２　清澄マンション７－Ｂ
債務者　水田　好律
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第６１２１号**
東京都町田市高ヶ坂７丁目28－５－203
債務者　高山　　猛
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第６１２３号**
東京都世田谷区奥沢３丁目35―16―402
債務者　青木　宏晃
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第６１２４号**
東京都品川区大井７丁目28－２
債務者　村山　清廣
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第４０８号**
東京都東村山市本町１丁目15番地60
債務者　中嶋　浩行
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２７年（フ）第２４４号**
静岡市駿河区西脇1052番地の１　サウスガーデン203号、旧住所静岡市駿河区下島344番地の１
債務者　増田　明彦
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第２７号**
栃木県那須塩原市金沢234番地125
債務者　熊谷　秋夫
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月10日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

**平成２７年（フ）第９３４号**
横浜市鶴見区駒岡４丁目38番９号
債務者　小橋川深冬（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１０５２号**
神奈川県藤沢市大鋸１丁目５番Ｃ号　新明和工業第３藤沢寮
債務者　谷古宇百合子（旧姓宮川）
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第４２５号**
東京都小平市花小金井５丁目55番21号メゾンドアイ105号
債務者　渡邊　明彦
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２７年（フ）第２５２号**
静岡県浜松市南区四本松町133番地の２　ソレイユＢ101号室
債務者　齋藤　真嗣
1　決定年月日時　平成27年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２７年（フ）第２５７号**
静岡県浜松市北区初生町340番地の９　メディオ初生弐番館103
債務者　勝瀬　敏文
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係